

号外第9 (令和2年5月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所
	横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

[条例]

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| △ | 横浜市行政不服審査条例の一部を改正する条例【総務局法制課】 | 2 |
| △ | 横浜市介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局介護保険課】 | 3 |

条 例

横 浜 市 行 政 不 服 審 査 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る

。

令 和 2 年 5 月 25 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 22 号

横 浜 市 行 政 不 服 審 査 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 行 政 不 服 審 査 条 例 （ 平 成 27 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 71 号 ） の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 備 考 2 中 「 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 に 関 す
る 法 律 」 を 「 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 関 す る 法 律 」
に 、 「 第 4 条 第 1 項 」 を 「 第 7 条 第 1 項 」 に 、 「 同 項 」 を 「 同 法 第
6 条 第 1 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第23号

横浜市介護保険条例の一部を改正する条例

横浜市介護保険条例（平成12年3月横浜市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、同条第1号中「24,180円」を「18,600円」に改め、同条第2号中「35,340円」を「26,040円」に改め、同条第3号中「46,500円」を「44,640円」に改める。

第6条第1項の表中

「

2,490円	2,410円
3,570円	3,530円
4,650円	4,650円

」

を

「

1,860円	1,860円
2,640円	2,600円
4,500円	4,460円

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市介護保険条例の規定は、令和2年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額について適用し、令和元年度における保険料率及び各納期の保険料の納付額については、なお従前の例による。